

平成27年2月10日

## まちづくり委員会資料

平成27年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第24号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

まちづくり局

# 目 次

## 議案第24号

### 【川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例】

- 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の趣旨及び改正概要…………… 1
- 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の新旧対照表…………… 2
- 建築士法第2条 新旧対照表…………… 3

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の  
趣旨及び改正概要

1 条例の趣旨

この条例は、地区計画の地区整備計画において定められる建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の形態意匠の制限を実効性のあるものとするため、景観法に基づき、当該建築物等の形態意匠の制限に建築物等の建築等又は建設等の計画が適合するものであることについて市長の認定を受けなければならないこと、当該建築物等の形態意匠の制限に違反する建築物等の設計者等に対して市長が是正を命じることができること、これらに違反した者を処罰することができること等を内容とするものである。

※ 平成 21 年に港町地区整備計画区域を適用区域としたのを皮切りにこれまで 10 区域で適用

※ 形態意匠とは、形態又は色彩その他の意匠をいう。

2 改正概要

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 5 項に建築設備士の定義が新たに規定された。この建築士法の改正に伴い、「川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例」の中で「違反建築物等の設計者等に対する措置」を定める第 7 条中「工事監理者（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 7 項に規定する工事監理をする者をいう。）」を「工事監理者（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 8 項に規定する工事監理をする者をいう。）」に改正するものである。

3 施行期日

平成 27 年 6 月 25 日から施行（建築士法の一部改正施行日と同日）

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する 条例</p> <p>平成21年3月26日条例第12号</p> <p>(違反建築物等の設計者等に対する措置)</p> <p>第7条 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、規則で定めるところにより、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあつては当該処分に係る建築物の設計者(その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。)、工事監理者(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。)若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。)に係る取引をした宅地建物取引業者(同条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。)の氏名又は名称及び住所その他景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第30条第1項において読み替えて準用する同規則第23条第1項各号に掲げる事項を建築士法、建設業法(昭和24年法律第100号)又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあつては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他同規則第30条第2項において読み替えて準用する同規則第27条各号に掲げる事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない。</p>	<p>○川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する 条例</p> <p>平成21年3月26日条例第12号</p> <p>(違反建築物等の設計者等に対する措置)</p> <p>第7条 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、規則で定めるところにより、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあつては当該処分に係る建築物の設計者(その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。)、工事監理者(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第7項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。)若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。)に係る取引をした宅地建物取引業者(同条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。)の氏名又は名称及び住所その他景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第30条第1項において読み替えて準用する同規則第23条第1項各号に掲げる事項を建築士法、建設業法(昭和24年法律第100号)又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあつては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他同規則第30条第2項において読み替えて準用する同規則第27条各号に掲げる事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない。</p>

◎建築士法の一部を改正する法律案 新旧対照表  
 ○建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第十八条―第二十二條の三）</p> <p>第四章の二 設計受託契約等（第二十二條の三の二―第二十二條の三の四）</p> <p>第五章～第十章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第十八条―第二十二條の三）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章～第十章（略）</p> <p>附則</p>
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5  この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。</p> <p>6～10（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>5～9（略）</p>
<p>（免許の登録）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（免許の登録）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p>